

第1回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和8年7月23日（木）9時28分～11時32分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 浅山委員、安藤委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、今井賃金室長、
清水賃金室長補佐、玉谷労働基準監督官

4 議事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 鳥取県最低賃金専門部会の運営について
- (3) 鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について
- (4) 鳥取県最低賃金の改正審議
- (5) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県最低賃金専門部会委員名簿
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程
- (3) 令和8年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況
- (4) 2026年鳥取地方最低賃金の改定にあたっての意見書

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 皆様おそろいで、定刻になりましたので、ただ今から第1回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

委員の出席状況ですが、本日は、委員全員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

また、本日は、6名の傍聴人がお見えになっております。傍聴者の皆様には、お配りしています注意事項に従っていただきますようお願いいたします。

続きまして、専門部会から参加いただく委員を紹介いたします。

労働者代表の安藤光平委員です。

○安藤委員 よろしくお願ひいたします。

○清水賃金室長補佐 よろしくお願ひいたします。

それでは、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行をさせていただきます。

議事（1）の部会長及び部会長代理の選出ですが、最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙をすることとされております。

選挙の方法ですが、本年度は、佐藤委員から部会長に立候補される旨を伺っています。佐藤委員に部会長をお願いすることに異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。皆様の承認をいただきましたので、佐藤委員に部会長をお願いします。

それでは、佐藤部会長に、挨拶と部会長代理の指名をお願いします。

○佐藤部会長 おはようございます。部会長代理は、昨年まで中野委員にお願いしていましたが、中野委員には、本審で会長代理という重役を務めていただいておりますので、今回の専門部会の部会長代理は、石川委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○清水賃金室長補佐 ありがとうございます。部会長代理に石川委員を指名いただきまし

たが、異議がなければ承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。皆様の承認をいただきましたので、石川委員に部会長代理をお願いします。

それでは、石川部会長代理に挨拶をお願いします。

○石川部会長代理 石川でございます。佐藤部会長の足を引っ張らないように努めてまいりたいと思います。思わぬ展開となって若干戸惑っておりますが、暖かく支援をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○清水賃金室長補佐 ありがとうございます。

それでは、佐藤部会長、この後の審議をよろしくお願いします。

○佐藤部会長 専門部会の審議を進めます。

例年は、専門部会の開催は目安伝達の後にはしていますが、昨年、目安が出るのが遅く、専門部会を先行させたという経験があったため、今年度は、先んじて専門部会を開始させていただくということになっています。鳥取の審議会においてはかなり異例なことと伺っていますので、よろしくお願いします。

議事の(2)番目です。鳥取県最低賃金専門部会の運営について、事務局から、専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等について、説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等は、本審議会と同様に、専門部会は公開し、議事録も、個人・団体名などの個人情報に係るものを除き公開の取扱いとし、議事録の確認委員に関しては、部会長及び部会長が指名した委員2名が確認していただくことでよろしいか、確認をお願いします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。事務局の説明について、何か意見、質問等ありますか。

(なし)

本審議会と同様の取扱いとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

本審議会と同様の取扱いといたします。

議事録の確認につきましては、労働者側を代表する委員は山下委員に、使用者側を代表する委員は西村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○山下委員 承知しました。

○西村委員 承知しました。

○佐藤部会長 続きまして、(3) 番目、鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について、事務局から説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 最低賃金法第25条第5項に基づき、令和8年7月7日付けで関係労使の意見聴取に関する公示を行ったところ、関係労働者から意見の提出が1件ありました。

同時に、最低賃金法第25条第6項に基づき、意見発表者の募集を行ったところ、関係労働者2名から意見発表の申込みがありましたので、本日、傍聴席にお越しいただいております。

最初に、関係労働者から提出された意見書を読み上げさせていただきます。資料ナンバー4、9ページを御覧ください。読み上げさせていただきます。

鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡様鳥取県労働組合総連合議長田中暁

2026年鳥取地方最低賃金の改定に当たっての意見書

はじめに今、「賃金が上がらない国」日本が可視化され、労働組合はもちろん、政府や大企業も賃金引上げが必要と言わざるを得ない状況となっています。中東情勢の緊迫化やそれに伴う経済への影響を背景にした経営悪化を理由に、賃金引上げを抑制する動きや雇用調整の拡大が起きています。

日本の実質賃金は2025年で前年比0.5%減、4年連続マイナスとなり、物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いています。こうした中で、前政権が掲げていた「2020年代に全国平均1,500円」という目標は、高市政権の下で事実上投げ捨てられ、到達時期「2030年代前半」と後退しています。

しかし、最低賃金の大幅引上げは、労働者・国民の生活と国民経済の失われた30年からの再生に不可欠であり、もはや先送りできない課題です。政府が掲げてきた目標さえ後退させることは、低賃金に苦しむ労働者・国民への責任放棄と言わなければなりません。

いま必要なのは、賃上げを日本経済再生の要に据え、実質賃金上がる国へ転換することです。GDPの6割を占める個人消費を拡大し、地域循環型経済への転換を進めるために、最低賃金の大幅な引上げと地域間格差の解消は不可欠です。そしてなにより、全国一律最賃制への法改正を模索する時期にきていると考えます。

1、生計費に基づく金額審議をお願いします。全国労働組合総連合（全労連）とその地方組織は、全国29都道府県約5万人の協力で、マーケットバスケット方式による最低生計費試算調査を行ってきました。その結果、全国どこでも25歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、都市部でも、地方でも、ほぼ同額であることが明らかになっており、物価上昇を加味した直近の試算では1,800円、1,900円の結果が出ており、1,500円でもすでに生活できない状況が示されています。別添資料を添付していただいております。

鳥取の最低賃金である1,030円は、月150時間労働で月額15万4,500円、年収185万4,000円にしかありません。税・社会保険料を差し引けば普通に暮らすことは困難です。最低賃金近傍で働いているパートや派遣、契約などの非正規労働者やフリーランスなどの弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。

人間らしく暮らし、生活の安定を図るために必要な生計費を議論し、それにふさわしい金額を示すため、これまでの延長線上ではない大幅引き上げをめざす審議を求めます。

2、地域間格差解消を目指す全国一律最賃制を視野にした審議を求めます。最低賃金の地域間格差は、最低賃金の低い地方から都市部への人口流出、とりわけ若者流出の要因となっています。

鳥取県の人口動態の推移を見ると、総世帯数自体に変わりはないものの、生産年齢人口（15歳から64歳）は、年々減少の一途をたどっており、関西、中部、関東の大都市部への移動が顕著となっています。県内に限らず、地方では高齢化と過疎化が進み、地域経済の疲弊を招いています。地方から大都市への人口移動は、地域経済を冷え込ませ、中小企業の人手不足に深刻な影響を与えています。

賃金引き上げによる経済の好循環をつくり出すためには、最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差をなくす全国一律制へ法改正を行うことが喫緊の課題です。

3、中小企業支援策の抜本的な強化を政府に求めてください。日本では、企業の99.7%が中小企業（鳥取県は99.9%）であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。最低賃金引上げを実現するためには、中小企業支援の抜本的強化が不可欠です。中小企業の賃上げが困難な背景には、大企業優位の取引構造や不十分な価格転嫁などがあり、適正な賃金を支払える公正な取引環境の整備が必要です。

厚生労働省の示す施策は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化（＝人員削減）

を迫ることを主とするものとなっており、最低賃金の引き上げに対応するものとはなっていません。

中小企業支援策は、社会保険料の事業主負担軽減や、賃上げ分への直接補助など、中小企業が実際に賃上げを実施できる支援策の拡充が求められます。

さいごに。円安や中東情勢の緊迫化による物価や光熱費の高騰は、国民生活を圧迫しています。最低賃金には、働いていながら食事も満足にできないような貧困状態に陥るのを防ぐ「防貧」という機能があります。そして、この最低は「LOW（低い）」ではなく、「MINIMUM（最低限）」であり、人間として尊厳が保たれるべき水準の意味として捉えることが重要です。

本審議会での金額審議は、これらを加味した審議を求めると同時に、最低賃金近傍で働いている労働者の「明日も元気に働く」という労働の再生産を可能とする大幅な最低賃金の引き上げを期待するものです。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ただ今読み上げていただいた関係労働者からの意見について、意見、質問等ありましたらお願いします。

（なし）

それでは、こちらの意見書は承るということでいきたいと思います。

続きまして、関係労働者から本審議会に対し、意見発表の申入れがありましたので、意見を承りたいと思います。

○清水賃金室長補佐 それでは、最初に、鳥取県生協労働組合の俵様より、意見発表をお願いしたいと思います。

○俵意見陳述人 鳥取地方最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、最低賃金改定に向けた審議に尽力をいただいておりますことに、心より敬意を表します。

私たちは、鳥取県内の生協で働くパート、アルバイトを中心に組織する労働組合です。日々、労働組合委員から寄せられる声や職場の実態を踏まえ、2026年度鳥取県最低賃金について大幅な値上げを強く要望いたします。

現在の食料品や日用品をはじめ、電気、ガス料金、ガソリン価格など、生活に欠かせないあらゆるものが値上がりしています。一方で、賃金の伸びは物価上昇に追いついておらず、働いていても、生活にゆとりが生まれない現状が依然続いています。

私たちの職場では、毎月の生活費で精いっぱい、貯蓄を切り崩して生活している、子供の教育費や老後資金に不安がある、極限な物価高騰で生計を維持できないといった切実な声が数多く寄せられています。最低賃金付近で働く労働者にとって、数十円の値上げは生活を左右する重要な意味を持っています。鳥取県では人口減少や若年層の県外流出が続き、あらゆる業種で人手不足が深刻化しています。賃金水準が他県より低い状況が続くと、働き手は県外へ流出し、地域経済の活力はさらに失われます。最低賃金の引上げは、地域の人材を定着させるための重要な施策でもあります。私たちは、2026年春季労使交渉においてパート、アルバイトの賃金改善を求め、一定の前進を図ることができました。しかし、事業所内の努力だけでは物価上昇に追いつくことは難しく、最低賃金そのものを底上げすることが不可欠です。

また、私たちが実施した労働組合委員アンケートでは、多くの労働組合委員が物価高に見合う大幅な賃上げを求めており、生活改善への期待が非常に大きなものとなっています。最低賃金は、最低賃金近傍で働く人だけではなく、地域全体の賃金水準を引き上げる役割を担っています。全国生協労働組合連合会が実施している最低生計費試算調査では、人間らしい生活を営むためには、時給1,700円から1,900円程度が必要とされています。この結果は、現在の最低賃金との大きな隔たりを示しています。フルタイムで懸命に働いたとしても安心して暮らせる水準には達していないことは明らかです。最低賃金の引上げは、労働者だけでなく、地域経済にも好影響をもたらします。賃金が上がれば地域での消費が拡大し、地元企業の売上げ増加や増収増益にもつながります。地域経済の好循環を生み出すためにも、最低賃金の引上げは必要不可欠です。一方で、中小企業、小規模事業者が安心して賃上げを実施できるよう、価格転嫁の促進や各種助成制度の充実、社会保障負担軽減など、国や自治体による支援策の拡充も同時に進めるべきです。労働者の生活と地域企業の経営は、対立するものではなく、双方を支える政策が求められています。最低賃金制度の目的は、健康で文化的な最低限度の生活を保障することにあります。現在の物価や生活実態を考えれば、最低賃金は、生活できる水準へさらに引き上げる必要があります。

私たちは、鳥取県で働く全ての人が安心して生活し、希望を持って働き続けられる地域社会を実現するため、2026年度鳥取県最低賃金について十分な引上げを行うことを強く要望いたします。審議会委員の皆様には、現場で働く労働者の切実な声に耳を傾け、生

活実態を十分踏まえた審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。貴重な意見を述べていただきました。

委員の皆様から意見、質問等あればお願いいたします。

(なし)

意見をいただきました内容は、今後の審議において参考にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○俵意見陳述人 よろしく願います。ありがとうございました。

○佐藤部会長 では、傍聴席にお戻りください。

○清水賃金室長補佐 続きまして、鳥取県労働組合総連合の堀尾様から意見発表をお願いします。

○堀尾意見陳述人 失礼します。鳥取県労連の堀尾事務局長です。最低賃金審議会が公開になって以来、ほとんど欠かすことなく傍聴をしております、皆様の活発な意見がとてもよくなったな、大変論議が進んできたなと感じています。最初の頃は、何かお通夜状態で、どうなるのだろうかという感じでしたが、最近は、皆様いろいろ意見を言ってもらってありがたいなと思っております。私もそちら側に座れたらいいのですがとも思っております。

最低賃金は、私の年齢と同じぐらいの年月を重ねて今日があります。世界的な情勢から見てみますと、各都道府県ごとに賃金が違うというのは、時代遅れではないかと思います。全国労働組合総連合としては、常に全国一律を目指して頑張っていますが、日本も、鳥取県が率先してそういう方向に持っていかなければ、日本経済は、それこそ地方から衰退していくのではないかと思います。地方からの人口流出、鳥取県は私が生まれた頃の人口になっていますので、大丈夫なのかと危惧をしております。地方から経済を活性化していくような状態に持っていかなければ、日本経済自体も衰退し、世界から取り残されていく、日本は強い経済だと、どなたかがおっしゃっていますが、本当に強い経済にしようと思うのであれば、最低賃金の引上げが一つの要因だと思います。ランク制がある限り、全国一律最低賃金には向いていきませんし、その点でも、最賃審議会の先頭を切って、いろいろ鳥取県から意見を述べていきたいなと、私自身は思っております。

そのためには、ここにも書いてありますが、鳥取は99.9%が中小、零細企業で成り

立っていますので、政府から厚い支援をしてもらわないとやっていけないのではないかと思います。ここ何年か、審議会としても政府に要望を出しておられますが、もっと強く引き出していくことが大事だと思います。

私自身の思いばかりで申し訳ありませんが、今、派遣、パート、あるいは介護労働者、福祉労働者、独り親家庭は、ほとんどもう地べたをはうような生活をしている感じですので、最低賃金は生計費中心として抜本的に引き上げていかないと、全体の経済も上がっていかないと。このようなことも加味していただいて、これからの審議を一生懸命していただきたいなと思い、意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。とても貴重な意見と、あとは、どの委員よりも長く傍聴していただいている方からの意見ということで、非常に重く受け止めているところです。何か質問、意見等ありますでしょうか。花原委員お願いします。

○花原委員 言われていることはもっともだと思います。あとは、国がどういう方針を取っていくかというのが大きな問題だと思います。私は、協会けんぽの評議員を以前やっています、昔は政府管掌で、各都道府県の保険料率は1000分の82率の全国一律でした。その後、保険料率は都道府県毎に振り分けられ、都道府県別の保険料率ということになっています。これは、政府に責任があると思っています。例えば保険医療を受ける場合、どこで受けても同じ費用負担だと。そうすると、例えば最低賃金でも、どこで働いても同じ賃金だというのは、将来は当たり前になるのではないかと考えています。

特に、欧米は全国統一の最低賃金を取っています。最低賃金を統一するためにどのような施策を取ればいいのかというのは、今後、政府が考えていくべきことだと思います。今、この最低賃金では、一番高いところと低いところの割合差を低くするという方針で一旦動いています。それは、いずれは最低賃金を全国で統一するという考え方があってのことだと私は思っています。貴重な意見、どうもありがとうございます。すぐにはできないかと思いますが、そのような考え方で、今後、最低賃金の審議を行いたいと思っております。ありがとうございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。そのほかありますか。

(なし)

本当に貴重な意見、ありがとうございました。

○堀尾意見陳述人 失礼します。

○佐藤部会長 また、傍聴をよろしく願います。

続いて、書面による意見聴取の実施について、事務局から願います。

○清水賃金室長補佐 書面による意見聴取につきましては、対象事業所に対して書類を6月29日に発送し、7月15日締切りで、現在いただいた回答を取りまとめています。結果につきましては、7月28日開催の第557回本審でお示しいたします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、意見、質問等ありますか。

(なし)

議事の(4)番目、鳥取県最低賃金の改正審議についてですが、ここから本格的に金額の審議に入っていきます。今後の専門部会の進め方について、例年どおり、私と山下委員、西村委員との三者で協議をさせていただきたいと思いますので、事務局は、会場の準備をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、4階小会議室を案内いたします。

○佐藤部会長 では、10分程度休会したいと思います。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 再開します。

冒頭お話ししたように、本来であれば、目安が出てから専門部会での審議となりますが、今回は、あえて目安の出ないこの時期に審議を始めました。そこで、目安のない素の数字というものを労使双方から主張をしていただくということになりましたので、これから労使双方で金額のまとめをしてきていただきたいと思います。

それでは、各側に分かれて審議をお願いします。

では、事務局から、会場を願います。

○清水賃金室長補佐 はい。それでは、労働者側は3階の基準部長室、使用者側は4階の小会議室を案内します。

○佐藤部会長 10分程度必要と承っていますので、10分程度休会したいと思います。

よろしく願います。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 再開します。

本日、15時から中央最低賃金審議会の第4回の目安に関する小委員会が開催される予

定ということです。現在のところ、目安が出ていない状況です。目安が出ていない状況の中で、まず、労使双方から、審議に臨むに当たっての基本的な考え方と、本日、金額提示をしていただけるということです。金額の提示をお願いいたします。どちらから行きますか。そうしましたら、労働者側山下委員からお願いいたします。

○山下委員 労働者委員の山下です。よろしくお願いします。

我々日本労働組合総連合会で春季生活闘争の妥結の最終集計を7月末で行っている途中で、鳥取県内における労働組合の春季生活闘争の妥結結果も取りまとめをしている状況です。今現在でも、直近3年間で過去最高水準になるのではないかとという高水準を維持している状況です。生計費で見ても、最低賃金が1,030円ということで昨年大きく引き上がっていますが、最低賃金近傍で働く労働者の生計費は、かなり厳しいものがあるということは、我々労働者側としては主張をしていきたいと考えています。また、物価上昇も含めて今回も最低賃金の引上げを要望をしていきたいと考えています。その根拠として、日本労働組合総連合会が昨年算出したリビングウェイジの数値を主張をさせていただきます。このリビングウェイジというのは、健康で文化的な生活ができ、労働力の再生産、社会的体裁を維持するための最低限必要な水準ということで示されているものですので、一定程度の根拠を持って金額主張をしていきたいと考えています。

現時点で、中央最低賃金審議会から目安が出ていません。労働者側としては、今の鳥取県の現状として、車使用がなければ生活できないのではないかと考えております。この日本労働組合総連合会が示すリビングウェイジの中で、鳥取県の車保有でのリビングウェイジ1時間当たりの時間額にして1,460円という金額です。したがって、最低限必要な水準としての最低賃金額として、車保有の1,460円を労働者側は主張をしていきたいと思えます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。今、労働者側から基本的な考え方と、最初の提示額、リビングウェイジの車保有というものを根拠とした1,460円を提示いただきました。

では、使用者側、西村委員お願いいたします。

○西村委員 使用者側の意見を申し上げます。今年度の審議の開始に当たり、適切な最低賃金額を導き出すための検討事項というのを幾つか整理してみました。

まず、言わずもがなですが、最低賃金法の目的は、最低賃金法の第1条に書かれており、

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする、これが目的です。

法律では、賃金の最低額を保障するという手段を用いて、労働条件の改善、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、ひいては、国民経済の健全な発展などの目的を達成するということが定められています。保障すべき最低の賃金について、具体的な程度の記載は書かれておりません。しかし、平成19年の11月の法改正で、労働者の生計費を考慮するに当たり、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性について配慮するというものが追加されています。

参考までにですが、多くの法律の中で目的として記載されている、国民経済の健全な発展というのは、国民の生活水準が持続的に向上していく状態のことを意味しています。賃金の最低額を保障することについて、法的な拘束力を持って設定することに誰も異論はないと思いますが、賃金の最低額、いわゆる最低賃金を幾らにするかということについては、労使間で金額の隔たりが生じています。

適切な最低賃金額を導き出すために何を考えなければならないかについてですが、使用者側としては、元より、賃金は労働の対価で、個々人の賃金に差があるのは、生産性、いわゆる社会への貢献度の違いによるものと考えており、いわゆる、労働者の労働に対する価値が数値化されて賃金という形に支給されていると認識をしています。一言で生産性と言っても、製造業のように実際に物をつくる事業もあれば、サービス業のように役務を提供するような事業もあり、生産する価値というのは様々です。当然ですが、世界中に存在するどのような事業形態であっても、創業期など、特殊な事情を除けば、生産する価値の総合計より従業員に支払う賃金の合計が多くなるということはありません。

このような賃金額を形成する仕組みを踏まえた上で、近年の最低賃金の急激な上昇による幾つかの問題を検証してみたいと思います。

1つ目は生産額と賃金額の逆転現象です。現実の労働現場では、どんなに機械化、効率化を進めても、生産額を高めることができない仕事や、そもそも機械化、効率化自体が困難で、生産額を高めることができない仕事があります。このような場合、最低賃金額相当

の価値が生産できない業務に対しても、法令に基づき最低賃金相当額の賃金を支払わなければならないので、企業全体で収支の帳尻を合わせるということが必要になります。言い換えると、不足する部分を生産性の高い業務から補填するということになるため、生産性の高い高度な能力を持つ労働者の生産額を、生産性の低い別の労働者に配分するということになります。これは、いわゆる相対的な公平性のバランスが崩れるという事態になっているということです。

2つ目は、働き方の選択肢の縮小です。労働者として仕事をする人にも様々な事情があり、仕事への向き合い方、労働の目的も多種多様だと思います。例えば、定年退職をして自宅でごろごろしているぐらいであれば仕事に就いて社会貢献したいと考えている人は、体力的にも懸念があるので、自分のペースで働きたいと考えておられるのではないのでしょうか。生計の主体者ではないが、生活の足しとして自由に使える収入が欲しい人、孫に何かを買ってあげたい人、あるいは、ふだんより少し豪華な食事をしたい人など、賃金の多さよりも、無理をしないで自分の体力、能力に見合った働き方を重視したい人、これも一定数いるように思います。

一方で、雇用する側の企業としては、どのような考え方を持つ人であっても、賃金を上回る生産性を実現していただく必要があるので、品質、スピード、出来栄等を求めることになります。つまり、最低賃金が高くなればなるほど、労働者に求められる能力、資質は高くなり、結果的に自分のペースで働きたいと考えておられる方から働く機会を奪っているのではとも感じています。

3つ目は、最低賃金額が適切かどうかの判断軸の根底です。先ほどのとおり、法律の中に幾らがちょうどいいということは書かれていないため、労使で議論をします。最低賃金法では具体的な金額の規定がないため、中央最低賃金審議会が示したランクごとの目安額を参考として、各地域の審議会で決定するわけですが、2024年の引上げ額は、一番少ないところが50円、一番多いところでいくと84円ということで、34円の差があります。また、2025年度の引上げ額を見ても、一番少ないところが63円、一番高いところで82円ということで、19円の差が生じているというのが事実です。年度により多少の差が生まれるかもしれませんが、同じ法律に基づいて同じ目安額を参考として協議しているにもかかわらず、これほどの格差が生じているというのは、判断軸のぶれが生じているのではないかと感じています。

本来の賃金というのは、労働の対価であるにもかかわらず、最低賃金は仕事の内容に一切関係なく、一律に全ての労働者に対して適用されるということで、ある意味、かなり乱暴な制度になっていると思います。労働の内容を無視して金額を決めるということは、最低賃金額が適切かどうかの判断軸はそもそも何なのかという疑問も覚えるところです。

これまで、使用者側の判断軸は、前年度の最低賃金額は適切であるという前提の下で、物価の上昇に連動させて、実質賃金の目減り分を補填するという考え方です。これは、労働の内容とは全く関係がないので、一律に適用したとしても十分納得性があると思いますが、いつまでに幾らにする、諸外国に追いつく、他県には負けられないというような判断軸というのは、極めて的外れな対応ではないかと思います。

最後になりますが、物の価値が値段で表現することができるように、労働の価値を賃金で表現できるとするなら、最低賃金は、高ければ高いほどよいといった単純なものではなく、物の値段が市場の原理で調整されるように、最低賃金も労働の価値に基づいて調整されるべきものと思います。

数字についてですが、先ほど申し上げたとおり、物価の上昇に連動するという考え方をを用いると、鳥取県の総合の消費者物価指数が、昨年の5月と今年の5月と比較して、1%上昇していますので、この1%をベースに昨年で計算し、10.幾らということになりますが、端数を切上げて11円上げるというのが妥当かと思っています。したがって、出来上がりは1,041円という数字で最初の回答を出したいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。非常に参考になる意見でした。

鳥取県の物価上昇率1%に連動させる形で、1,030円に11円足した1,041円というのが提示額ということで承りました。

○佐藤部会長 それでは、労働者側が1,460円で、使用者側が1,041円ということで、419円というこれから詰めていくには非常に詰めがいのある、かなり幅の広い数字を提示いただいている状況です。

今回、初回の審議であり、さらに目安も出ていない状況ですので、我々公益委員が、労働者側、使用者側の委員の意見を少し承りたいと考えております。そこで、それぞれ10分程度、公労、公使で話し合いを持ちたいと思います。

では、会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、4階小会議室を案内いたします。

○佐藤部会長 各10分ずつ、20分程度休会します。

〔公益・労側協議〕

〔公益・使側協議〕

○佐藤部会長 労使双方から非常に参考となる話が聞けました。今後、回を重ねていくたびに、労使双方主張の金額から歩み寄りをお願いして、可能であれば全会一致に持っていきたいと考えています。

共通の認識を持たれている部分と、異なる部分は、さらに意見交換を行い、議論を深めていきたいと考えています。また、今回は、目安が出る前に先んじて審議を始めているため、今後、目安が出た場合、考えることがあるかと思います。全会一致を目指して審議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議事の（５）番目、その他について、事務局から何かありますか。

○清水賃金室長補佐 次回、第2回鳥取県最低賃金専門部会は、来週7月28日火曜日、13時30分からこちらの会場で開催します。

なお、当日は、午前9時30分から第557回鳥取地方最低賃金審議会を開催します。

また、今後、結審するまでに開催する専門部会及び審議会は、全てこちらの会場、会議室になりますので、承知願います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

大変長時間になりましたが、第1回目の専門部会をこれで終了します。

本日は、ありがとうございました。